



犬の譲渡会について



茨城県動物指導センターでは、殺処分される犬を少しでも減らすため、保護・収容された犬の命をつなぐとともに、地域の模範的な飼い主を育成することを通じて、動物の適正な飼養管理や動物愛護の普及啓発を図ることを目的とし、成犬の譲渡会を開催しています。

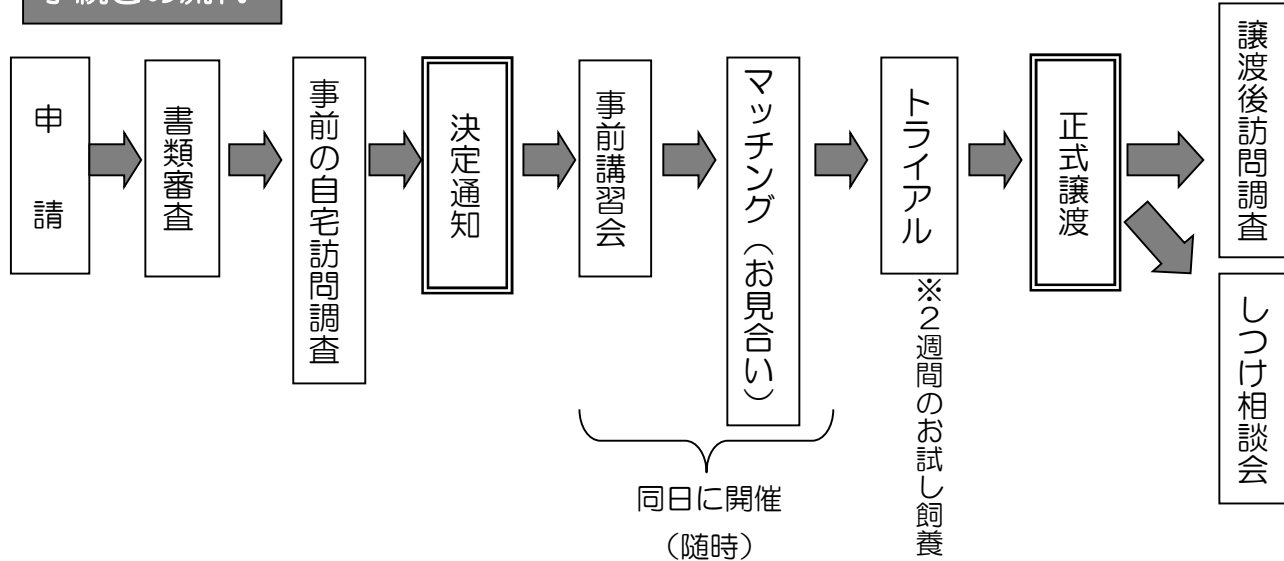
参加条件

- ・ 飼い主となる方が、県内在住の20歳以上65歳未満であること
- ・ 単身世帯でなく、同居家族全員が犬の譲り受けを希望していること
- ・ 犬の飼養をサポートできる成人の同居家族がいること（原則として乳幼児、妊婦または要介護者が同居家族にいないこと）
- ・ 住宅環境に問題がなく、転居する予定がないこと（賃貸の場合は、証明書が必要です）
- ・ 飼養する頭数が、原則として犬は3頭以下、猫がいる場合は犬猫合わせて5頭以下になること
- ・ 現在飼養している犬の登録と狂犬病予防注射、犬または猫の不妊去勢手術を実施していること
- ・ 譲渡された犬の登録と狂犬病予防注射を必ず実施すること。
- ・ 譲渡された犬を愛情と責任をもって適正に飼養し、終生飼養に必要な餌代および治療費等の負担ができること
- ・ 譲渡された犬の食餌、散歩、飼養環境の掃除などのお世話が毎日できること
- ・ 当センターが開催する「事前講習会」と「犬のしつけ方教室」等に必ず参加すること
- ・ 番犬として、吠える犬を希望しないこと
- ・ 関係法令等を遵守し、飼養している動物の飼養管理について、近隣の生活環境へ害や迷惑を及ぼさないよう管理すること
- ・ その他センターの指示に従うこと

譲渡対象犬

- ・ 年齢は概ね5歳前後の不妊去勢手術を受けた子
- ・ 人なれしており、穏やかな性格の犬を譲渡対象としています

手続きの流れ



【申し込み・問い合わせ先】

茨城県動物指導センター（愛護推進課）

笠間市日沢47 TEL: 0296-72-1200

FAX: 0296-72-2271